

武蔵野市自治基本条例

逐条解説

令和2年8月

目 次

はじめに	2
武蔵野市自治基本条例構成イメージ図	3
前文	4
第1章 総則（第1条—第3条）	5
第2章 市民、議会及び市長等の役割等（第4条—第8条）	8
第3章 参加と協働	12
第1節 情報共有（第9条—第13条）	12
第2節 市民参加（第14条・第15条）	14
第3節 協働（第16条）	18
第4節 コミュニティ（第17条・第18条）	18
第5節 住民投票（第19条）	20
第4章 議会の会議（第20条）	23
第5章 議会と市長等との関係（第21条・第22条）	24
第6章 行政の政策活動の原則（第23条—第29条）	26
第7章 国及び東京都との関係（第30条）	30
第8章 広域的な連携及び協力（第31条）	30
第9章 平和及び国際交流（第32条）	31
【資料】	
資料1 武蔵野市自治基本条例 制定までのあゆみ	33
資料2 各分野における主な個別計画一覧	34

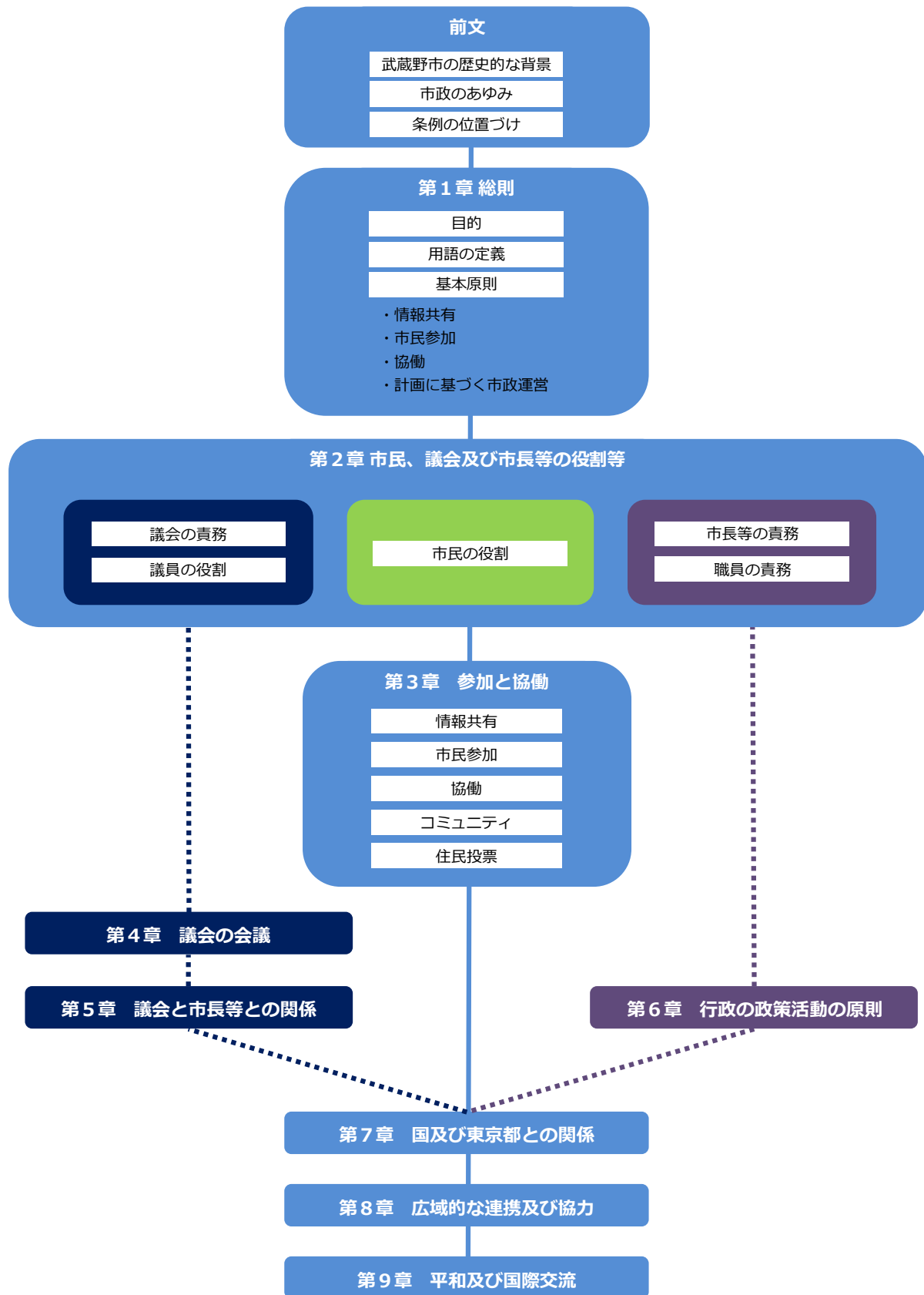
■はじめに

自治基本条例とは、地域課題への対応やまちづくりなど市政運営全般について、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、現在全国の2割程度の自治体において制定されています。

武蔵野市は、昭和46年に策定した第一期基本構想・長期計画以来、市民自治の原則を掲げ、長期計画を軸として総合的・計画的な市政運営を行ってきました。市民参加・議員参加・職員参加を基本とする「武蔵野市方式」による計画策定は武蔵野市の大きな特徴であり、市民自治の理念は市の政策・施策に広く及んでいます。また、地方分権改革が積み重ねられることにより、自治体ごとに制度の選択を行うことができる枠組みが徐々に広がっています。

武蔵野市では、こうしたことを将来にわたって市政運営のルールとして体系化していくことが大切であると考え、ルール化に向けた検討を行ってきました。平成28年11月には、学識経験者、公募市民委員、市議会議員、副市長から構成される「自治基本条例（仮称）に関する懇談会」を設置し、約2年間の検討を経て、平成30年10月に条例の骨子案（条例に盛り込むべき内容をまとめたもの）の報告を受けました。武蔵野市は、この骨子案を条例の骨子とすることを決定し、骨子に基づいて条例素案をまとめ、広く市民の皆さまにご意見を伺った後、いただいたご意見を踏まえて条例案を作成し、議会に上程しました。令和2年3月の議決を経たのち、武蔵野市自治基本条例は、令和2年4月1日から施行することとなりました。

武蔵野市自治基本条例 構成イメージ図



前文

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

趣旨・説明

- ・前文は、条例制定の背景などを明らかにし、本条例が目指している理想をわかりやすく宣言するため、目的や基本原則の規定に先立って記載するものです。
- ・第1段落では武蔵野市の歴史的な背景について、第2段落・第3段落では市民自治を原則とした市政のあゆみについて、第4段落からは本条例を制定する意義、本条例の目指す方向性、本条例の位置付けについて記載しています。

第1章 総則

第1章では、本条例の目的、用語の定義、基本原則について規定しています。

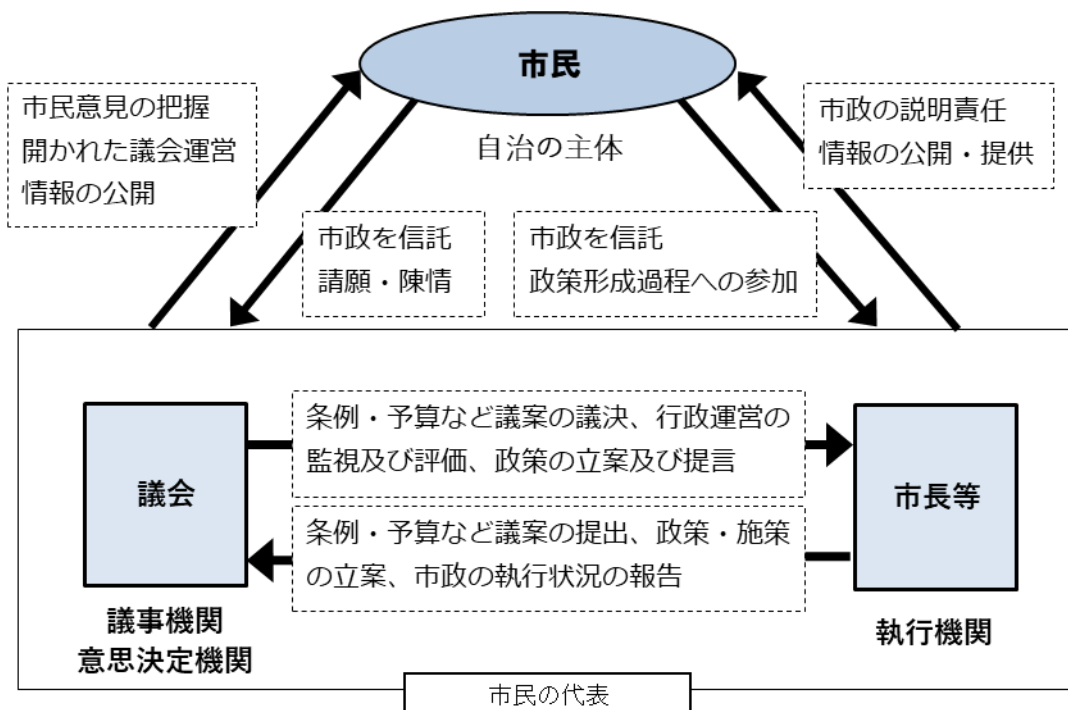
(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

趣旨・説明

- ・自治とは、一般的には自分や自分たちに関することを自らの責任において処理することを言います。市民自治とは、市民が主権者として自らの地域生活について考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うという原則のことです。
- ・本条例では、武蔵野市がこれまで取り組んできたさまざまな市民参加などに関する事項を明文化し、市民自治による市政がより一層進展していくことを目指しています。

(市政運営のイメージ図)



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

趣旨・説明

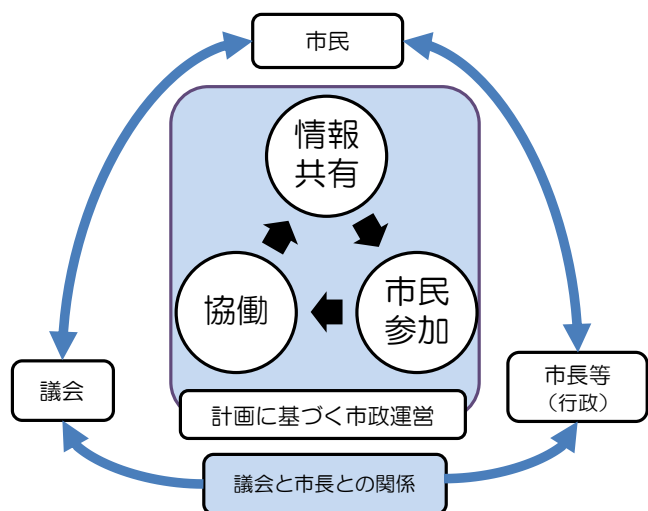
- ・第2条では、本条例で共通となる用語の定義について規定しています。
- ・市内に住民登録のある人だけではなく、在勤、在学の人、市内で事業活動や公益活動などさまざまな活動を行っている団体も実際には行政サービスや市の政策の影響を受けています。本条例の対象となる市民の範囲を限定的に捉える必要はないと考えられるため、居住者に限らず、在勤・在学者、市内にある事務所・事業所で事業活動等を行う団体も含めて市民と定義しています。
- ・なお、住民投票等個別の制度における市民の定義については、それぞれの条例において定義します。
- ・「市長等」は地方自治法で定められている執行機関のことを指しています。
- ・「市」は市議会と第2号で規定する市長等のことをいいます。通常「市」といった場合には、行政区分としての武蔵野市そのものや行政のみを指して使われることもあり、その時々で使い分けられていますが、本条例の中で使用する用語の意義を明確にするため、市政を具体的に運営していく担い手として、市議会及び市長等を市と定義しています。

(基本原則)

- 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。
- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
- 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
- 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

趣旨・説明

- ・第3条では、本条例の目的である市民自治の推進を図るための基本原則について規定しています。
- ・市民自治を推進していくためには、市と市民が情報共有して、市政への市民参加を保障し、まちぐるみ（協働）でさまざまな公共的課題に取り組むといった流れを循環させていくことが必要です。
- ・武蔵野市は昭和40年代から、情報共有や市民参加を体現する形で、市民参加・議員参加・職員参加の方式（武蔵野市方式）によって長期計画を策定し、計画に基づいて市政運営を行ってきました。多くの関係者の合意によって策定する長期計画に基づき、武蔵野市の市民自治を体現する計画行政が長年にわたり継承されています。
- ・これら、「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」を自治の基本原則として本条例に規定しています。



第2章 市民、議会及び市長等の役割等

第2章では、自治を進めていくうえでの市民、議会、議員、市長等、市職員の役割や責務について規定しています。

（市民の役割）

第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。

2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。

3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

趣旨・説明

- ・第4条では、自治の主体となる市民の役割について規定しています。
- ・共に市民の代表である市長等と議会については「責務」という表現を用いていますが、市民については、尊重されるべき「自由、自発性・主体性」などとのバランスを考慮し、「責務」よりも拘束的な意味合いが弱い「役割」という表現にしています。
- ・市民は、安心して生活できる環境を自ら守るように努めるなど、自治の主体であることを自覚して行動するよう努めることを規定しています。
- ・市民は、市政の進め方やあり方を考えるときには、現在のことだけでなく、常に市の将来のことにも配慮し、持続可能なまちづくりに向けて行動するよう努めることを規定しています。
- ・市民は、自治の主体として行動していくうえで、自分のことだけを考えるのではなく、お互いの自由、人権及び人格を尊重するものと規定しています。
- ・市民の権利については、第9条（知る権利の保障）や第14条（市民参加の権利及び機会の保障）などに規定しています。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

趣旨・説明

- ・第5条では、市民の代表である議会の責務について規定しています。「自治の発展」は、本条例を貫くテーマでもあり、議会活動にとっても前提となる重要な要素であるため、「責務」として規定しています。
- ・議会が、二代表制のもう一方の代表である市長等を監視（チェック）し、また、自らも代表として政策の立案を行っていくことで、二代表制の本来の趣旨が発揮されます。
- ・自治を推進していくためには、市長等だけでなく、議会も情報公開に努め、市民にとって分かりやすい説明をしていく必要があります。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

趣旨・説明

- ・第6条では、議会を構成する議員の役割について規定しています。
- ・議員は、選挙で住民から代表として選ばれた存在であるので、市民全体の利益のことを心がけながら行動しなければいけません。

- ・ 多様な市民の意見を代表し、できるだけたくさんの方が納得する合意を見つけ出すことが、議員としての大きな役割です。そして議員は、個々の案件から課題を発見して、課題に対応する政策を生み出していくことが期待されています。

（市長等の責務）

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

- 2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。
- 3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。
- 4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

趣旨・説明

- ・ 第7条では、市議会とともに市民の代表である市長及び執行機関が担うべき責務について規定しています。
- ・ 市長の責務や地方公共団体の責務については、地方自治法にさまざまな規定があります（例：住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果を上げる、組織及び運営の合理化など）。本条例では、地方自治法に規定されていない事項を中心に定めています。
- ・ 市長が市の代表者であり、総合的な調整権を有することは地方自治法に規定されていますが、法律に規定された権限等を正しく行使し、市政執行にあたることの大切さを責務として改めて規定しています。
- ・ 市民との情報共有を図るためには、行政から積極的かつ分かりやすい情報発信を行い、その内容が市民に正確に伝わるようにする必要があります。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

趣旨・説明

- ・第8条では、市の職員の責務について規定しています。
- ・市の職員は、国や東京都の職員と比較して、より市民に身近なところで職務にあたっています。日頃から積極的に地域をよく知り、市民との信頼関係を築きながら、市民とともに自治を担っていく役割を自覚しなければなりません。また、多様な市民の意見の把握や、多くの公共的課題について全体的・総合的な視点から取り組む必要があります。
- ・特に災害等の緊急時においては、役所や地域に赴き、市民の安全を確保するという重要な任務を担っています。

※武蔵野市地域防災計画では、原則震度5弱以上の地震が発生した場合には、全職員がそれぞれの勤務場所に参集することとなっています。また、東日本大震災の経験も踏まえ、初動要員に「帰宅困難者対策担当」を設置し、市内の各駅周辺の情報収集及び一時滞在施設の開設など、市民及び来街者の安全確保を行うこととなっています。

第3章 参加と協働

第3章は、知る権利、市民参加など市民の権利の保障を規定するとともに、基本原則を具現化するための規定を設けています。また、武蔵野市の特徴であり、今後も大切にしていってほしいコミュニティづくりや市政参加の一形態としての住民投票制度についても規定しています。

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

趣旨・説明

- ・第9条では、本条例の基本原則の1つである「情報共有」の前提となる市民の「知る権利」の保障について規定しています。
- ・行政の公正と透明性を確保し、市民の市政参加を推進するためには、市民との情報共有、市民への情報提供は、不可欠な要素です。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・第10条では、情報公開に関する武蔵野市の姿勢について規定しています。
- ・市民参加により市政を進めていくため、これまで通り政策を策定した時はもちろん、その策定過程や、策定後の実施状況についても情報公開を行います。
(例：長期計画策定時の市政に関する基礎情報（地域生活環境指標等）、市の財政状況、事務事業評価の結果等)
(参考) 武蔵野市情報公開条例第6条第1項では、原則公表しなければならない情報について規定しています。
- ・情報公開の具体的な手続などについては、武蔵野市情報公開条例を定めています。本条例では、総括的な事項について規定しています。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議（当該会議における配布資料及び会議録を含む。）については、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

趣旨・説明

- ・ 第11条では、会議の公開について規定しています。
- ・ これまでも、市長等が主催する会議については、それぞれの委員会、審議会等の判断により、原則公開としていましたが、本条例にて原則公開することをルール化しています。
- ・ 公開とする会議は、市長等が設置する審議会・調査会・懇談会・研究会など、おもに有識者や市民等により構成される会議とします。
- ・ 議会の会議（本会議）は、地方自治法の規定により、また、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会は武蔵野市議会委員会条例の規定により原則公開で行っているところですが、詳細については、武蔵野市議会基本条例において定めています。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

趣旨・説明

- ・ 第12条では、説明責任について規定しています。
- ・ 説明責任とは、市民から市政を信託された市が、市政の諸活動の状況を、政策形成の各段階において市民に対して説明する責務を果たしていくことです。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・第13条では、個人情報の保護について規定しています。
- ・情報共有を進めるうえでは、個人情報の適正な保護が必要になります。個人情報保護の具体的な手続などについては、武蔵野市個人情報保護条例、武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例を定めています。本条例では、総括的な事項について規定しています。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

趣旨・説明

- ・第14条では、市民参加について規定しています。
- ・武蔵野市はこれまでも、さまざまな場面で市民参加の手法を取り入れ、市政を運営してきましたが、市民自治の原点ともいえる市民の市政参加への権利と機会の保障を本条例で位置付け、これまでの市民参加を継承し、市民自治をさらに発展させていきます。
- ・情報共有と市民参加は密接な関係にあります。市民参加を促進するためには、その前提として、しっかりと情報を伝えることが重要になります。
- ・市民が市政に参加する権利と機会を保障する主体は、市長等及び議会の両者となりますが、議会が実施する市民参加の対象事項や方法等については、武蔵野市議会基本条例で定めています。

(市民参加の手続等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手続（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手続を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手続の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

趣旨・説明

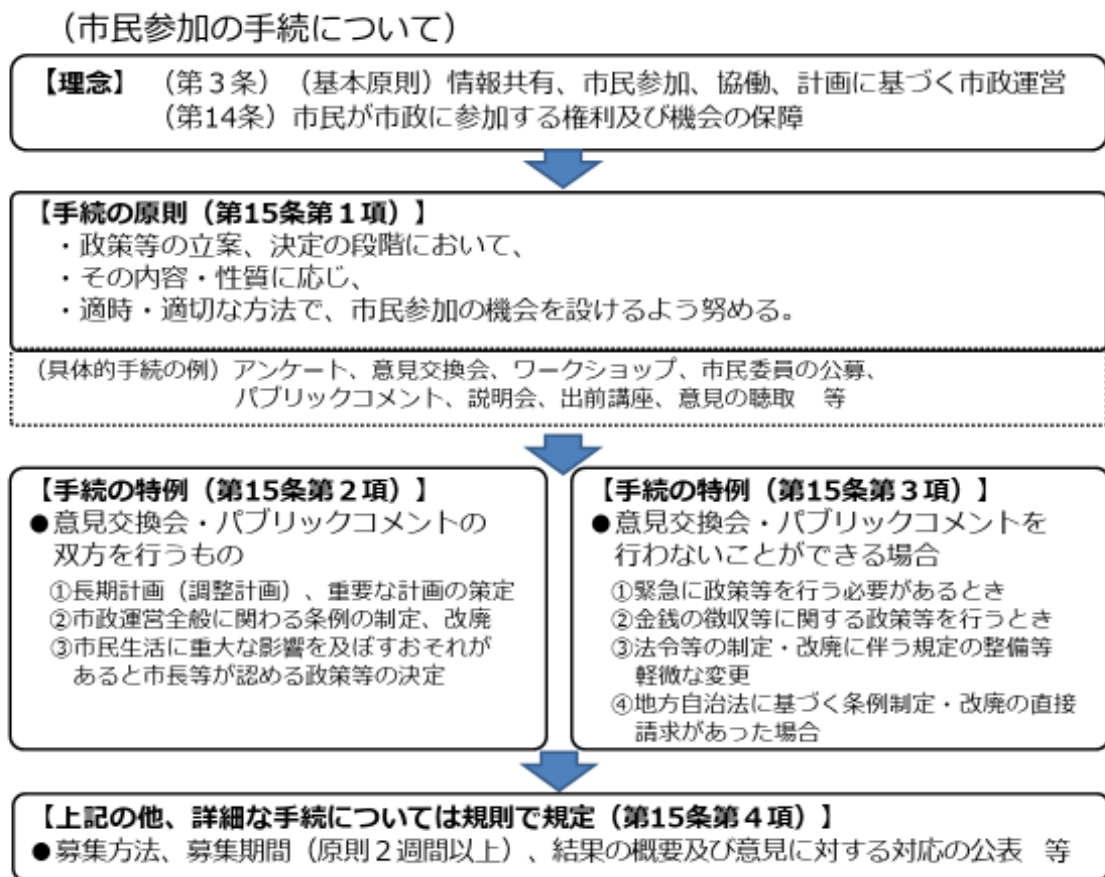
- ・第15条では、市民参加の手続について規定しています。
- ・第1項は手続の原則で、これまで武蔵野市が実践してきたさまざまな方法により市民参加の機会を設けるよう努める旨を規定しています。
- ・例えば、武蔵野市が行う施設整備の場合、大規模なものについては第2項第3号の規定に沿った市民参加の手続を行います。それ以外の比較的小さな規模の施設については、場所の選定は市長等（行政）が責任をもって行いますが、整備に際し

てはこれまでどおり当該施設の近隣の関係者に対し説明会を開くなど、必要に応じて意見調整をする機会を設けます。このように、「適時に、かつ適切な方法」により市民参加の機会を設けるよう努める、という趣旨です。

- ・第2項においては、「意見交換会」と「パブリックコメント手続」の双方を行うものを列挙しています。
- ・第2項第1号において規定している「重要な計画」とは、各個別行政分野において基本となる計画又は方針（健康福祉総合計画、子どもプラン、環境基本計画、都市計画マスタープラン、行財政改革を推進するための基本方針等）をいいます。
- ・第2項第2号において規定している条例は、総合的・網羅的に市政運営全般に関する事柄を規定している条例のことを指し、その内容や社会情勢等を勘案して市政運営全般に関わると判断される条例が対象となります。現時点で想定しているのは、本条例及び長期計画条例です。今後予定されている住民投票条例も該当することを想定しています。なお、意見交換会とパブリックコメント手続のどちらかを原則として実施するものとする条例については、別途「武蔵野市意見交換会及びパブリックコメント手続に関する規則」で規定します。
- ・第2項第3号の「市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある」政策等とは、例えば武蔵野市が行う施設整備で、大規模なもの、全市的に影響があるものなどが該当します。
- ・第3項は、第2項に該当する場合であっても、意見交換会とパブリックコメント手続を行わないことができる場合を列挙しています。なお、この場合において、実施しない理由を「明らかにしなければいけない」とは、武蔵野市ホームページへの掲載等により、広く「公表」することを示しています。
- ・第3項第1号は、大規模な災害や感染症の発生など、市長等が直ちに機関として意思決定をし、緊急に対応しなければならない場合などが考えられます。
- ・第3項第2号は、地方税の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例の制定や改廃の請求が地方自治法で直接請求の対象から除外されているため、その規定との整合を図っているものです。なお、この号でいう「給付」とは、市が債権者、市民が債務者の場合に市民が市に対して支払う金銭等のこと（地方自治法第240条の「給付」と同義。※地方自治法第240条：この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。）に加え、市が市民などに出すいわゆる手当や給付金のことを示しています。
- ・第3項第3号は、他の法令や条例などの制定又は改廃により必要とされる規定の整備などで、市長等の裁量の余地がないもの、例えば引用している法令の改正による条の変更等をいいます。
- ・地方自治法第74条の規定では、選挙権を有する住民は、その総数の50分の1以上の署名をもって条例の制定や改廃について案を添えて請求することができます。この請求を受けた場合、市長は、20日以内に条例案に対する意見を付けて議会へ提案しなければなりません。請求を受けた条例案については、市長は意見を付すだけで、

修正することは許されていないため、第3項第4号に挙げています。

- ・第4項で定める規則には、意見交換会やパブリックコメント手続における意見募集方法や募集期間、意見に対する対応の公表などを規定します。



令和2年3月現在の各分野における主な個別計画一覧は、資料2のとおり。

<参考：議案第73号武蔵野市自治基本条例に関する付帯決議>

本条例の制定によって、武蔵野市の市民参加が、さらに充実し、市民福祉の向上が実現されなければならないと考える。ついては、市長等は、武蔵野市が関わる公共施設等の整備において、適時、適切に市民参加の機会を設けられるよう、強く求める。

以上決議する。

令和2年3月12日

武 蔵 野 市 議 会

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

趣旨・説明

- ・第16条では、協働の原則について規定しています。
- ・これまで武蔵野市では、コミュニティ協議会による地域のつながりづくりをはじめ、地域社協（福祉の会）、緑ボランティア団体、自主防災組織等、さらに子育て支援やまちづくり等の様々な分野において、多種多様な団体による市民活動が展開され、公共的な課題の解決につながっているものも数多くあります。
- ・複雑化・多様化する公共的な課題への対応には、行政だけでなく、市民、NPO、企業などが各々の強みを生かしながら、効果的に取り組む必要があります。そのためには協働の考え方が重要であるため、自治の基本原則の中の一つに協働を位置付けたうえで、これを推進していくものと規定しています。
- ・「協働」の中には「市の主体的な取組みに市民の協力を得るもの」に限らず、「市民の主体的な取組みに市が協力するもの」や「市民同士の協力」などさまざまな形があります。それぞれの活動が推進されるべきであり、その前提として、それぞれの主体の自主性や主体性を尊重し、それぞれが対等な立場で協働に取り組むことを規定しています。

第4節 コミュニティ

（コミュニティの位置付け）

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

趣旨・説明

- ・第17条では、コミュニティの位置付けについて規定しています。
- ・武蔵野市では、市内の各地域で独自にさまざまな活動を行っている自治会・町内会は存在するものの、戦後、他の市区町村で見られたような、全市域で自治会・町内会を整備することは行ってきませんでした。昭和46年の第一期基本構想・長期計画及び「コミュニティ構想」に基づき、16のコミュニティ協議会が組織され、

「自主参加・自主企画・自主運営」の原則（自主三原則）のもと、それぞれの地域の実情に応じてさまざまな取り組みが行われてきていることは、武蔵野市の大きな特徴です。

- ・その後、コミュニティを取り巻く環境が変化し、コミュニティセンターを中心とした地域コミュニティに加え、地理的にも時間的にも制約されないコミュニティの仕組みの構築が必要となってきたため、平成14年にそれまでの施設の設置条例としての性質が主であったコミュニティセンター条例に代え、武蔵野市コミュニティ条例を制定しました。

（コミュニティづくりの支援等）

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・第18条では、コミュニティづくりの支援等について規定しています。
- ・本条例の検討過程では、市民による自主的・自発的な成り立ちから生まれた武蔵野市のコミュニティには、地域によってそれぞれの個性を持っていること、また、コミュニティのあり方は、時代の移り変わりによって変化していくものであるため、自治基本条例の中で型にはめてしまうことは避けるべきである、という議論がありました。
- ・よって、前条で述べているコミュニティの位置付けを踏まえ、市民の自主性と主体性を尊重し、それを武蔵野市が支援していく、というコミュニティ構想から続くコミュニティに対する基本的な姿勢について本条で規定しています。
- ・コミュニティづくりを推進するために、コミュニティについて必要な事項については、武蔵野市コミュニティ条例に規定しています。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・第19条では、住民投票制度について規定しています。なお、この条項は、現在検討中の住民投票条例の制定後に施行される予定です。
- ・住民投票は、一般的には市政の重要課題について、市民の意思を投票によって確かめる制度とされ、市長そして議会による二代表制を補完するものと考えられています。実施するためには、根拠となる規定（住民投票条例等）が必要となります。
- ・住民投票条例には、課題ごとに個別に制定する「個別設置型」の条例と、どの課題にも共通の条例として予め制定しておく「常設型」の条例があります。
- ・個別設置型の条例は、地方自治法に基づき有権者の50分の1以上の署名があれば市民が市長に条例制定を請求できます。市長が条例案を議会に提出し、議会が可決することで住民投票条例が成立し、住民投票が実施されます。
- ・一方、常設型の条例は、住民投票実施にあたり、個々の事案ごとの議会の議決は不要になるため、市民の意見を直接表明する手段を確保することになり、市民自治のさらなる推進につながると考えられます。
- ・武蔵野市においては、常設型の条例を設けることとし、住民投票の種類を「廃置分合・境界変更について」と「それ以外を問うもの」の2つに区分しています。市の廃止、設置、分割、合併や市境の変更（廃置分合と境界変更）については、自治体における憲法事項にあたり、全市民にもれなく影響するため、他とは区別して規定しています。
- ・本条例において「市民」は在住・在勤・在学までをその範囲と定義していますが、住民投票を実際に実施する場合には、投票権者の名簿の調製など、住民基本台帳の情報に基づく事務を前提としないと、執行が著しく困難となってしまいます。在勤者や在学者の名簿などを市が正確に調製することは不可能であり、このよう

な実務上の理由から、住民投票の実施の請求（発議）に関しては、武蔵野市に住所を有する人を対象とすることとしています。第2項に定める廃置分合・境界変更以外を問う住民投票については、自治体によっては、議員や市長にも発議を認めているところもありますが、議員や市長は地方自治法により、条例を提案する権利が認められていますので、本条例での適用は無く、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のみ請求できることとしています。

- ・第2項の「市政に関する重要事項」とは、市及び市民全体に影響を及ぼす事項で市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要がある事項を指します。ただし、(1)市税等の金銭の徴収に関する事項、(2)法令に基づき市民が投票を行うことができる事項等については除くことが想定され、このことを住民投票条例の中で規定する予定です。
- ・現行の制度上は、住民投票の結果に法的な拘束力を持たせることはできないため、投票の結果については、市長及び議会は「尊重する」という規定となります。とはいえ、住民投票の結果には実質的な拘束力が生まれるものと考えられるため、投票しない人が多い場合についてまで結果を尊重することはふさわしくありません。したがって、一定の成立要件を設けることを予定しています。
- ・ただし、廃置分合・境界変更に関する住民投票の場合は、自動的に住民投票を行うこととしているため、成立要件を満たさない場合、何度も住民投票を実施しなければならなくなるため、成立要件は設けないこととします。
- ・行政の透明性を確保するため、実施した結果については、たとえ投票が成立しなかった場合においても公表をします。
- ・投票権者の年齢要件については、公職選挙法上の有権者から拡大をしている自治体もありますが、武蔵野市としてその拡大の範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、公職選挙法に準じています。一方、外国籍市民を含めるかどうかについては、本条例に基づく住民投票条例の制定の際に改めて検討します。
- ・その他、住民投票の発議に必要な署名の具体的な数（有権者の50分の1よりも多い数で、一定以上の厳しさを持ったもの）も慎重な議論が必要なため、本条例に基づく住民投票条例を制定する際に改めて検討します。

○廃置分合・境界変更とそれ以外の場合の取扱いの違い

	廃置分合・境界変更	それ以外
発議	不要 (自動的に住民投票を実施)	・発議権は市民(有権者)にのみ認める ・必要な署名数は、有権者の1/50よりも多い数とする
成立要件	設けない (投票率にかかわらず成立)	設ける
結果	尊重する	成立した場合は尊重する
公表	(成立・不成立にかかわらず) 公表する	
投票権者	公職選挙法上の有権者に準じることとするが、外国籍市民を含むかどうかについては住民投票条例制定の際に検討する。	

※網掛け部分については、別途、住民投票条例において定めます。

第4章 議会の会議

第4章では、議会の会議について規定しています。

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

趣旨・説明

- ・ 議会は、現在年4回の定例会（地方自治法第102条）での集中審議を基本としていますが、地方自治法では、条例で定めれば通年の会期とすることができると定められています（地方自治法第102条の2）。自治体としてどのような体制を選択するかについては市政全体に関わることなので、本条例で定めています。
 - ◇ 通年制の一般的に言われるメリットとしては、定例会・臨時会で一定時期に集中審議する場合と比較し、夜間や土日に会議を行うなど、柔軟な開催が可能となります。
 - ◇ 本条例では、武蔵野市議会の現行の状況（定例会年4回開催）を規定しています。なお、武蔵野市議会は、定例会の閉会中も委員会が開催されるなど、ほぼ通年制に近い活動を行っています。
- ・ 本条例の制定にあわせて、武蔵野市議会定例会の回数に関する条例は廃止しています。なお、定例会招集の時期は、武蔵野市議会定例会招集の時期に関する規則にて定めています。

第5章 議会と市長等との関係

議会の議員と市長は、双方とも選挙により市民から選ばれた代表であり、両者がそれぞれの役割を担いつつ、お互いに協力し合って市政運営を行っていくことが重要です。第5章では、そのような議会と市長等との関係について規定しています。

（審議等の基本原則）

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

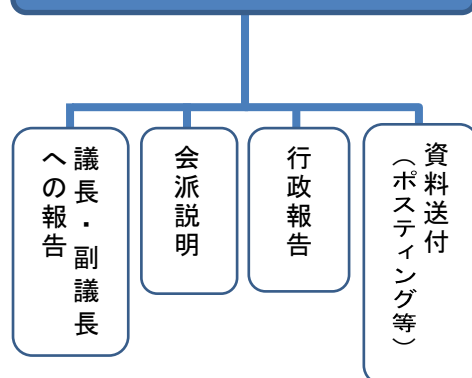
2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告（市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会（次条において「委員会等」という。）において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。）を行うよう努めるものとする。

趣旨・説明

- ・議会と市長等との関係については、議会基本条例にも同じ項目があります。自治基本条例と議会基本条例との関係においては、市政運営全般に関わることについては自治基本条例で規定し、議会基本条例には議会が主体となっている具体的な事項について規定しています。
- ・武蔵野市の議会では、議員間の議論に加えて、議会と市長等での活発な政策論争が行われ、そのことが市政に生かされてきました。今後もさらにこの取り組みを進めていけるよう、審議等の基本原則として規定しています。
- ・現在、常任委員会等において、市が行っている事業の経過、内容等について市長から議会に報告を行っているため、その位置付けを本条例にて規定しています。この行政報告に関することや、議会基本条例で規定している市長等の反問権に関することについては、市長等と議会の両方に関わる事項であったため、検討のプロセスの中で両者による協議を重ねたうえで、それぞれの条例に棲み分けて規定しています。
- ・市長等からの情報提供方法は多様で、行政報告はその一つです。状況や内容に応じてどの方法をとるかは市長等が適切に判断します。

議会との【情報共有】を図る



(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めがあったときは、原則として出席するものとする。

趣旨・説明

- ・武蔵野市では、議会の常任委員会、特別委員会において、市長、副市長、教育長や管理職職員の出席が慣例になっています。武蔵野市の特色でもあり、こうした場で政策に対する議論も深まってきた経緯もあることから、この慣例を原則として続けていくことを規定しています。

第6章 行政の政策活動の原則

第6章では、これまで武蔵野市が行ってきた政策活動の原則について規定しています。

（長期計画の策定等）

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・武蔵野市では昭和46年から、「長期計画」に基づく計画的な行政運営を行っており、この伝統を今後も継承していくため、本条例においてその総括的な規定を定めています。長期計画の策定はこの条文が根拠となります。
- ・長期計画に関する必要事項については、武蔵野市長期計画条例において定めています。

（健全な市政運営等）

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

趣旨・説明

- ・地方分権改革により、国と地方との関係が上下主従の関係から、対等協力の関係へと変わり、市の権限が従来よりも拡大されました。武蔵野市は、その権限を積極的に活用し、地域の実情に応じた形で住民の福祉の向上を実現していくことを規定しています。
- ・今後もますます多様化していくニーズに的確に対応し、住民福祉のさらなる向上を図るためには、効率的で実効性の高い市政運営を行っていく必要があります。そのため、政策相互の連携を図りながら、歳出の抑制に取り組むとともに、税収等の財源の確保を図るなど、健全で規律のある財政運営に努めることを規定しています。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

趣旨・説明

- ・ 行政の公正性と透明性を確保し、市民の権利・利益を守るためには、行政手続が適正であることが必要です。行政手続の具体的な事項（処分、届出、行政指導）については、武蔵野市行政手続条例を定めていますので、本条例では総括的な規定を定めています。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

趣旨・説明

- ・ 文書は、情報公開制度の基盤となるもので、市の意思決定及び外部への意思表示に欠かせないものです。
- ・ 文書を適切に管理し、その内容を後世に伝えるのは市の重要な責務です。
- ・ 文書等の作成・保存・管理の具体的事項については、武蔵野市情報公開条例、武蔵野市文書管理規則を、歴史資料として重要な文書の管理の具体的事項については、武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例を定めています。本条例では総括的な規定を定めています。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

趣旨・説明

- ・この条でいう「法」とは、憲法、法律、政省令、条例、市長が定める規則、市の委員会規則などのことをいい、法令とは、法律や政省令のことをいいます。
- ・政策法務とは、一般的に「法を政策実現の手段としてとらえ、有効かつ効果的に地域固有の課題の解決や政策の推進を図るために、法令をそれぞれの自治体で解釈・運用し、地域特性に応じた独自の条例を創る法的な活動」のことをいいます。
- ・武蔵野市は、法令の整備に先駆けて、市が独自の規程を積極的に定めて活用することにより、市民の良好な住環境の維持を目指し、団体自治、住民自治を基本とした市民の権利の保護に努めてきました。
- ・本条例で規定することにより、今後地方分権が進む中で、政策法務活動のさらなる展開を図っていきます。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

趣旨・説明

- ・武蔵野市は、毎年事務事業評価の対象事業を選定し、翌年度以降の予算編成に生かすため、評価を行っています。武蔵野市が今後も健全な市政運営を行っていくための行程として、行政評価を行うことは重要であるため、行政評価について明示的な規定をしています。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

趣旨・説明

- ・武蔵野市の財政援助出資団体は、市政と密接に関連しつつも、民間事業者であることの機動性を生かすことで、より質の高い公共サービスを適正に提供してきました。これまで、条例上の規定はなかったため、本条例にて、財政援助出資団体に対する市の関わりについて規定しています。
- ・財政援助出資団体は市とは別の団体であり、団体の自律的な経営を促進する必要がある一方で、財政援助出資団体の業務は市政と密接に関連するものも多いため、本条例では、団体に対し市が適切な指導・監督を行う旨を規定しています。

<財政援助出資団体一覧>

種別	出資団体	援助団体
根拠等	地方自治法第221条第3項に規定する予算の執行に関する長の調査権を有する団体	市が主導的に設立し、継続して財政援助及び人的援助をしている団体
団体名	(一財) 武蔵野市開発公社 武蔵野市土地開発公社 (公財) 武蔵野市福祉公社 (公財) 武蔵野文化事業団 (公財) 武蔵野健康づくり事業団 (公財) 武蔵野生涯学習振興事業団 (公財) 武蔵野市国際交流協会 (公財) 武蔵野市子ども協会 (一財) 武蔵野市給食・食育振興財団 (有) 武蔵野交流センター	(公社) 武蔵野市シルバー人材センター (社福) 武蔵野市民社会福祉協議会 (社福) 武蔵野 武蔵野市民防災協会 (株) エフエムむさしの

第7章 国及び東京都との関係

- 第7章、第8章では、国や東京都、さらには友好都市等広域的な自治体との連携・協力について規定しています。

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

趣旨・説明

- 基礎自治体としての国や都との関係性については、地方自治法に規定がありますが、地域における行政を、国や東京都と対等の立場から、自主的かつ総合的に行うことが武蔵野市としての自治であることを、市民や職員が日頃から意識できるよう、改めて本条例に規定しています。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

趣旨・説明

- 施設の共同利用など、市民サービスの維持・向上に向けた自治体同士の協力がこれからますます重要になるため、その観点から、近隣の市区町村等との連携や協力について規定しています。
- また、武蔵野市は、都会と地方がお互いに失いつつあるものを補い、助け合い、共存していくことを目的として、国内9都市と友好関係を結び、積極的な交流を行っているため、改めて友好都市との連携及び協力について規定しています。
- 武蔵野市は、阪神淡路大震災や東日本大震災等の災害時には、被災地に職員の派遣を行う取組みも行ってきました。本条例では、平常時の市民や職員の交流に加え、災害時の協力や支援についても規定しています。

第9章 平和及び国際交流

第9章では、国際交流を通じて、平和を大切にしていくことについて規定しています。

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

趣旨・説明

- ・武蔵野市は戦前、軍需工場が所在していたことで、たびたび爆撃の対象となり、多くの犠牲者が出ました。二度と戦争の惨禍を繰り返さないよう、恒久平和の実現に向け、世界連邦宣言や非核都市宣言をはじめ、さまざまな平和についての活動を行ってきた歴史があります。そのような経緯については本条例の前文で記載しています。
- ・前文は、本文と共に条例の一部を構成するもので、各条項の解釈の基準を示す意義・効力を有しますが、具体的な規定には当たらず、よって前文の内容から直接的な効果は生じないと一般的には解釈されています。武蔵野市が今後も平和を大切にしていくことに効力を持たせるため、本条例の本文にも平和に関する条項を置いています。
- ・武蔵野市は、海外5都市と友好関係を結び、積極的な交流を行っています。地域が世界中の人々にとっても開かれた場所になっていけるよう、日頃からの交流を通じて平和を希求するという市の姿勢を規定しています。

<参考：世界連邦宣言と非核都市宣言>

世界連邦に関する宣言

武蔵野市は、世界の恒久平和と人類永遠の繁栄を保障する世界連邦の建設に同意し、武力国家の対立を解消して、英知と友愛に基づく、世界の新しい秩序の実現を希求する。人類最初の原爆被爆国として、また戦争放棄を憲法に明記した国として提唱しうる最適の立場にあることを確信し、この宣言を行ない、他の宣言都市と相携えて、世論を喚起し、これを国政に反映せしめ、速やかに国家宣言を行なうと共に、進んで現行の国連憲章の改正により世界連邦の実現を期するものである。

右宣言する。

昭和35年6月28日

武蔵野市議会

武蔵野市非核都市宣言

戦争の惨禍を防止し、恒久平和を実現することは、全人類が切実に念願するところである。核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、とりわけ核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。

武蔵野市は、平和を希求する世界連邦に関する宣言都市として、人間が人間を滅ぼす危険を防ぎ、人類永遠の平和を樹立するため、非核三原則の完全実施を願い、最大限の努力を傾注するものである。

ここに、われわれは、平和のために貢献する決意を表明するとともに、武蔵野市が非核都市となることを宣言する。

昭和57年 3 月 29 日

武蔵野市議会

資料１ 武蔵野市自治基本条例 制定までのあゆみ

年月日	内 容
H17.11	第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 にて、市民活動の促進と市民参加の場の拡充のための取組事項の一つとして「自治基本条例制定の検討」を記載
H18.11～	自治基本条例等に関する調査研究ワーキングチーム設置
H20.4	第四期長期計画・調整計画に記載（別記）
H20.12	「分権時代の自治体運営の基本ルールを考えるシンポジウム」開催
H22.1	「武蔵野市の市民自治の未来を考える～新しいパートナーシップのかたち～」、同じテーマで同年３月から３回連続講座、同年12月「これからの地域コミュニティを考える～市民の社会貢献と地域コミュニティ」を開催
H23	（議会改革の一環として議会基本条例の検討が始められる）
H23	地方自治法改正、市町村の基本構想に関する義務付け規定の削除
H23.12	武蔵野市長期計画条例施行
H24.3	地域コミュニティのあり方・自治のあり方をテーマにした「第五期長期計画紹介及びワークショップ」の開催
H24.4～	第五期長期計画
H24.6～	「自治体運営の基本ルール検討委員会」設置（庁内委員会）
H24.8～	市議会との協議開始
H25.3～	自治体運営の基本ルール検討委員会ワーキンググループ報告書作成
H25.5.27	自治体運営に関する条例検討委員会設置（庁内委員会）
H26.4	自治体運営に関する条例検討委員会ワーキングチーム視察報告書作成
H28.3.6	「自治と連携によるまちづくり」をテーマにワークショップを開催
H28.4～	第五期長期計画・調整計画に記載
H28.11～ H30.10	武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置、22回の会議、議会各会派との意見交換等を経て、条例の骨子案について報告を受ける。
H30.12～	自治基本条例（仮称）検討委員会を設置。条例素案を検討
R1.9	自治基本条例素案に関するパブリックコメント実施
R1.10	第六期長期計画案に記載
R1.12	自治基本条例案を議会に上程
R2.1.29	自治基本条例審査特別委員会にて審査、継続協議に
R2.3.2	議会基本条例案が全会一致で可決
R2.3.2	自治基本条例案が自治基本条例審査特別委員会で可決
R2.3.12	自治基本条例案が全会一致で可決
R2.4.1	自治基本条例・議会基本条例が施行

資料2 各分野における主な個別計画一覧

(令和2年3月末現在)

分野	計画名
健康・福祉	武蔵野市第3期健康福祉総合計画
	武蔵野市地域医療構想(ビジョン)2017
	武蔵野市第5期地域福祉計画
	武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画
	武蔵野市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
	武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画
	武蔵野市第4期健康推進計画
	武蔵野市食育推進計画
	武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画
	武蔵野市自殺総合対策計画
子ども・教育	第五次子どもプラン武蔵野
	第三期武蔵野市学校教育計画
	武蔵野市学校施設整備基本計画
平和・文化・市民生活	第二期武蔵野市産業振興計画
	第二期武蔵野市観光推進計画
	武蔵野市農業振興基本計画
	武蔵野市市民活動促進基本計画改定計画
	武蔵野市第四次男女平等推進計画
	武蔵野市文化振興基本方針
	武蔵野市生活安全計画
	武蔵野市国民保護計画
	武蔵野市地域防災計画
	武蔵野市耐震改修促進計画
	武蔵野市生涯学習計画
	武蔵野市スポーツ振興計画
	第2期武蔵野市図書館基本計画
	武蔵野市子ども読書活動推進計画
	「東京オリンピック・パラリンピック等国際大会に向けた武蔵野市の取り組み方針」に基づく行動計画
緑・環境	第四期武蔵野市環境基本計画
	第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画
	武蔵野市地球温暖化対策地域プラン
	武蔵野市生物多様性基本方針
	武蔵野市一般廃棄物処理基本計画
	新武蔵野クリーンセンター(仮称) 施設基本計画

分野	計画名
緑・環境	武蔵野市緑の基本計画2019
	仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画
	千川上水整備基本計画
	公園・緑地リニューアル計画2020
都市基盤	武蔵野市都市計画マスタープラン
	武蔵野市バリアフリー基本構想
	三鷹駅北口街づくりビジョン
	武蔵野市景観ガイドライン
	吉祥寺グランドデザイン2020
	進化するまち「NEXT—吉祥寺」プロジェクト —吉祥寺グランドデザイン推進計画—
	武蔵野市自転車等総合計画
	第10次武蔵野市交通安全計画
	第3次武蔵野市市民交通計画
	武蔵野市地域公共交通網形成計画
	武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画
	武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版
	武蔵野市公営住宅等長寿命化計画
	武蔵野市道路総合管理計画
	武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画
	武蔵野市景観整備路線事業計画(第2次)
	御殿山通り(武蔵野都市計画道路7・6・1号線)整備基本計画
	武蔵野市橋りょう長寿命化計画
	武蔵野市下水道総合計画
	武蔵野市下水道ストックマネジメント計画
	武蔵野市水道事業運営プラン
行財政	第五次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針
	武蔵野市行財政改革アクションプラン
	武蔵野市公共施設等総合管理計画
	武蔵野市人材育成基本方針
	第7次職員定数適正化計画
	武蔵野市特定事業主行動計画
	職員研修計画
	武蔵野市第五次総合情報化基本計画
	武蔵野市国民健康保険財政健全化計画

※グレーの網掛けをしてあるものが、第15条第2項第1号に規定する「重要な計画」（＝各政策分野において基本となる計画又は方針）に当たる。

武蔵野市自治基本条例逐条解説

発 行 令和 2 年 8 月

発行者 武蔵野市

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

編 集 武蔵野市総合政策部企画調整課

TEL 0422-60-1801